

米国の鑑定実務について（柏木様ご提供資料）

- 評価とは  
評価の目的（相続評価額、寄付、保険、離婚等財産分割、担保）→双方に金銭的影響  
☞専門性のみならず、信頼性が高い評価者へのニーズ
  
- 3つの団体（IRSが指定するすべての条件が揃っている団体→資格制度はない）  
Appraisers Association of America (NY)  
International Society of Appraisers (Chicago)  
American Society of Appraisers (Reston)
  
- ☞専門家とジェネラリスト  
☞全団体 USPAP（Uniform Standards of Professional Appraisal Practice 鑑定者評価者の統一基準）→2年に一度7時間の講義必須
  
- 税務当局が課するルール（評価額によって違う）  
寄付美術品総金額が\$5000を上回った場合は、3団体等のうちどれかに認定された専門家の評価レポートが必要
  
- 美術館の選択と集中
  - 美術館による作品の積極的な売買（i.e. 補助金削減）
  - Acquisition Committee
  
- 評価レポートの主な内容
  - 評価の目的
  - 仕事の範囲・内容
  - 価格の種類
  - 価格設定方法
  - 評価基準日（評価基準日と発効日）
  - 来歴

- 作品分析、比較
- 作品のコンディション
- 市場分析
- 作品価格
- 参考資料
- 写真（\$20,000 は必須）
- 評価の料金（時給）

☞ 基準化されたレポートの形態はないが、以上の内容は最低限必要。25 ページから数100 ページに及ぶ

- 評価価格の種類
  - 市場適正価格（Fair Market Value）→相続、寄付等
  - 市場適現金価格（Marketable Cash Value）→財産分割
  - 再取得価格（Replacement Cost）→保険
  - 解散価値（Liquidation Cost）→破産
  - 取得価格（Cost Value）→保険
- 価格設定
  - 取引事例比較法（Market Comparison Approach）→最も使用される
  - 費用算出方法（Cost Approach）
  - 収益算出方法（Income Approach）
- 市場適正価格設定の際に考慮に入れる要素
  - 真贋（i.e. 来歴、サイン、科学的根拠）
  - プロブナンス（i.e. 所有者、展示歴、カタログ・レゾネ）
  - 希少性
  - 時代の流行
  - 制作年度
  - 過去の所有者（i.e. サンローラン、ロックフェラー）
  - 売買回数
  - 作家の人気度

- 業界中での評価 (i.e. 美術史の脈略)
- プライマリー、セカンダリー価格、両者の価格相違の幅
  
- 作品の品質
- 保存状態
- ジャンル (i.e. 写真、肖像画)
- 材料
- 保管の場所

☞ 評価者は評価目的に沿って、その時点で知り得る限りの要素を考慮して設定する責任がある

☞ アプレイザーの任務は、専門知識があるのみならず、利害関係にとらわれない、公正な価格設定のプロセス、正当性をロジカルにレポートの中で税務当局、保険会社等の関係者に説明をすること

☞ 公正なアプレイザル機能と同時に税控除を整えることで、寄付、銀行貸付担保、アクティブな財産管理が可能になり、将来的に美術館コレクションの充実、地方活性化、文化財産保護につながる